

岩手県告示第609号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局南三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成27年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 釜石市両石町第4地割地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年6月29日から同年10月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（4級基準点測量、水準測量）